

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																								
<p>(前 略)</p> <p>(事務本部)</p> <p>第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務・DX推進室を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(職責)</p> <p>第10条 事務本部に置く部の部長、プロボストオフィス室長、公正調査監査室長及び不正防止実施本部事務室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下にそれぞれ部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務室の事務を掌理し、共通事務部の事務部長は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>2～10 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第12条を削除する規定中第14項を削除する規定は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>(中 略)</p> <p>別表1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部・室</th> <th style="text-align: center;">課・室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課 事務改革推進室 法務室 広報課 渉外課</td> </tr> <tr> <td>人事部</td> <td>人事・労務課 職員育成課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>公正調査監査室</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	部・室	課・室	総務部	総務課 事務改革推進室 法務室 広報課 渉外課	人事部	人事・労務課 職員育成課	(略)		公正調査監査室	—	<p>(事務本部)</p> <p>第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部、プロボストオフィス、公正調査監査室、<u>監事支援室</u>及び不正防止実施本部事務室を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(職責)</p> <p>第10条 事務本部に置く部の部長、プロボストオフィス室長、公正調査監査室長及び不正防止実施本部事務室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下にそれぞれ部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務室の事務を掌理し、<u>監事支援室長は、監事の監督の下に監事支援室の事務を掌理し</u>、共通事務部の事務部長は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>2～10 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第27号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>別表1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部・室</th> <th style="text-align: center;">課・室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課 事務改革推進室 法務室 <u>DX推進室</u></td> </tr> <tr> <td><u>渉外部</u></td> <td><u>渉外課</u> <u>京都基金室</u> <u>東京基金室</u> <u>広報課</u></td> </tr> <tr> <td>人事部</td> <td><u>人事企画課</u> <u>労務課</u> 職員育成課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>公正調査監査室</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td><u>監事支援室</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	部・室	課・室	総務部	総務課 事務改革推進室 法務室 <u>DX推進室</u>	<u>渉外部</u>	<u>渉外課</u> <u>京都基金室</u> <u>東京基金室</u> <u>広報課</u>	人事部	<u>人事企画課</u> <u>労務課</u> 職員育成課	(同 左)		公正調査監査室	—	<u>監事支援室</u>	—
部・室	課・室																								
総務部	総務課 事務改革推進室 法務室 広報課 渉外課																								
人事部	人事・労務課 職員育成課																								
(略)																									
公正調査監査室	—																								
部・室	課・室																								
総務部	総務課 事務改革推進室 法務室 <u>DX推進室</u>																								
<u>渉外部</u>	<u>渉外課</u> <u>京都基金室</u> <u>東京基金室</u> <u>広報課</u>																								
人事部	<u>人事企画課</u> <u>労務課</u> 職員育成課																								
(同 左)																									
公正調査監査室	—																								
<u>監事支援室</u>	—																								

改正前					改正後				
不正防止実施本部事務・DX推進室		—			不正防止実施本部事務室		—		
別表2 (第5条及び第6条関係)					別表2 (第5条及び第6条関係)				
1 共通事務部	2 課	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室	1 共通事務部	2 課	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室
(略)					(略)				
—	—	附属図書館	附属図書館事務部	図書館企画課 図書館学術支援課 図書館利用支援課	—	—	附属図書館	附属図書館事務部	総務課 研究支援課 利用支援課
別表3 (第8条関係)					別表3 (第8条関係)				
1 組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者		1 組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者	
総務部	渉外に係る事務に関し、総務部長を助け、及び管理すること。 リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、総務部長を助け、及び管理すること。	渉外担当部長 企画管理主幹	総務部長		総務部	リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、総務部長を助け、及び管理すること。 総長、理事及び監事の秘書事務に関し、総務課長を助け、及び管理すること。	総務部企画管理主幹 総務部総務課秘書室長	総務部長 総務課長	
人事部	人事給与マネジメント改革推進に係る事務に関し、人事・企画課長を助け、及び管理すること。	人事企画課人事給与マネジメント改革推進室長	人事部人事企画課長						
(略)					(同左)				
教育推進・学生支援部	学生等の就職活動支援及びキャリア形成に関する事務に関し、学生課長を助け、及び管理すること。	学生課就職支援事務室長	教育推進・学生支援部学生課長		教育推進・学生支援部	学生等の就職活動支援及びキャリア形成に関する事務に関し、学生課長を助け、及び管理すること。	教育推進・学生支援部学生課事務室長	教育推進・学生支援部学生課長	
研究推進部	産業連携、地域連携、プロジェクト事務	産官学連携課連携	研究推進部産官学連携		研究推進部	産業連携、地域連携、プロジェクト事務	研究推進部産官学連携	研究推進部産官学連携	

改正前				改正後			
	業等の推進等に関する専門的業務及びオープンイノベーション機構に係る事務に関し、産官学連携課長を助け、及び管理すること。	推進室長	課長		業等の推進等に関する専門的業務及びオープンイノベーション機構に係る事務に関し、産官学連携課長を助け、及び管理すること。	連携課連携推進室長	課長
(略)				(同 左)			
本部構内（文系）共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	図書担当課長	本部構内（文系）共通事務部長	本部構内（文系）共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	本部構内（文系）共通事務部図書担当課長	本部構内（文系）共通事務部長
				総合生存学館事務部	総合生存学館に係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡調整を行うこと。	総合生存学館担当部長	総合生存学館長
				国際・共通教育推進部	大学院教育支援機構に係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡調整を行うこと。	大学院教育支援機構企画担当部長	大学院教育支援機構長
					大学院教育支援機構国際連携キャリア形成支援部グローバル展開オフィスに係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡調整を行うこと。	大学院教育支援機構グローバル展開オフィス事務室長	大学院教育支援機構企画担当部長
				医学研究科事務部	大学院医学研究科附属がん免疫総合研究センターに係る事務に関し、企画立案、連絡調整その他必要と認められる事項を行うこと。	医学研究科総務企画課がん免疫総合研究センター担当課長	医学研究科事務部長
					医学研究科事務部総務企画課が所掌する事務のうち、服務、広報及び人間健康科学系専攻に係る事務に関し、総務企画課長を助け、及び管理すること。	医学研究科総務企画課服務・広報・人間健康担当課長	医学研究科事務部総務課長
北部構内事務部	犬山キャンパスに係る事務に関し、企画立案、連絡調整その他必要と認められる事項を行うこと。	犬山キャンパス事務室	北部構内事務部長	(同 左)			

改正前				改正後							
	と。										
医学部	医学部附属病院総務課	総合臨床教育・研修センター	総合臨床教育・研修担当					医学部附属病院事務部			
附属病院	事務	センターが行う事業	事務								
部	に係る事務に関し、 総務課長を助け、及び 管理すること。	当課長	総務課長								
別表4 (第9条関係)			} (略)	別表4 (第9条関係)			} (同左)				
別表5 (第14条関係)				別表5 (第14条関係)							